

令和 5 年 第 1 回白馬村議会定例会 産業経済委員会審査報告

本定例会において、産業経済委員会に付託された案件は議案が 4 件、陳情 3 件です。付託された議案について、審査の概要と結果を報告します。

議案第 10 号 白馬村歴史的古民家設置条例を廃止する条例について

白馬村歴史的古民家、「庄屋丸八」は本条例の施行（平成 20 年 1 月 1 日）をもって公の施設として供用開始となり、第 4 条の規定に基づき指定管理者に施設の管理を行わせてきた。供用開始から 15 年が経過し、公の施設としての役割が終えたことから、本条例の廃止により公の施設としての供用を廃止するもの。

〔質疑・意見〕

問 公の施設を廃止した後の建物はどうなるのか。

答 普通財産とし、貸し出していくことになる。土地所有者との間で売却についての交渉もしたが、相手方側からは不要との回答があり、現在使用している運営会社へ月額 8 万円で賃貸していく。

問 建物と土地が同一所有者で無いことが以前より問題。土地を村が取得し、建物と一体として売却あるいは貸し出すべきではないか。

答 土地所有者は建物周辺一帯に古民家を移築しコテージなどとし観光開発していく予定だったが事業を断念。数年後には土地を売却していく意思は確認している。また、建物についても運営会社は購入しても良いと聞いているが、いずれも時期については未定であり、土地は現状のまま建物のみを賃貸していくこととした。建物は今後売却して行く予定だが、土地購入についても検討していく。

意見 今後、建物の売却について村民益と成るよう交渉については十分留意することを望む。

議案第 10 号について、討論は無く、採決したところ委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第 14 号 令和 4 年度白馬村一般会計補正予算（第 9 号）所管事項 【観光課関係】

観光施設整備費 山岳観光施設維持補修事業 工事請負費 141 万 5 千円の減額は頂上宿舎 防火扉設置工事を行わない事によるもの。

観光振興費 972 万 1 千円の減額の内容は、商工振興事業の創業支援事業補助金 600 万円と白馬村商工振興資金預託金 500 万円と合わせて 1,100 万円の減額で事業確定によるもの。新型コロナウイルス感染対策事業の 127 万 9 千円の増額は抗原検査キットの補充によるもの。また、繰越明許費として観光商工費 観光費 山岳観光施設維持補修事業 321 万 4 千円 山小屋の修繕費等は次年度へ繰り越されます。

[質疑・意見]

答 創業支援について、交付申請者は何人か。また、利用者が減少傾向にあると聞くがその理由は。

問 今年度の申請者は 1 名。創業塾の利用者は毎年 30 から 40 名程度。受講後の翌年に事業申請をする者もいる。減少理由については不明。

問 交付審査基準を変更したのか

答 基準の変更はない。事業説明については商工会経営指導員から申請者本人からの説明に変更された。

【建設課関係】

土木総務費 148 万 8 千円の減額は、県単事業負担金で駅前無電中化事業の 4 年度事業完了に伴うもの。道路維持費 6,738 万 6 千円の増額は、村道維持補修事業 工事費に 210 万 4 千円、除雪事業 7,100 万円増額で、村道の穴埋め補修や除雪委託料の不足分が主なものです。除雪機械整備事業 571 万 8 千円減額は凍結防止剤散布車の購入費確定によるものです。道路新設改良費 1,213 万 2 千円の減額は会計年度任用職員報酬の減や村道改良国庫補助事業の設計委託料等の精算、道路改良起債事業の飯田地区 大和出(オオワデ)踏切改良事業を次年度へ繰越すことによる 993 万 2 千円減が主なもの。住宅費 90 万の減額は克雪住宅普及促進事業の利用者が無かったためによるもの。また、繰越明許費として土木費 道路橋梁費 除雪機械整備事業 2,640 万円は凍結防止剤散布車購入、村道改良国庫補助事業 1 億 3,390 万円は大和出(オオワデ)踏切改良工事と牧寄(マキヨセ)橋修繕工事が次年度へ繰り越されます。

[質疑・意見]

ありませんでした。

【農政課関係】

農業委員会費と 農業総務費の 110 万円減額は人件費に関わるもの。農業振興費 276 万 4 千円減額は水田麦大豆産地生産性向上事業補助金 109 万 4 千円、白馬村農業再生協議会負担金 68 万 4 千円、環境保全型農業直接支払事業 50 万円、青年就農給付金交付事業 150 万円が主なもので、それぞれ事業確定によるものです。農地費 597 万 7 千円減額は多面的機能支払交付金事業 205 万 1 千円、ほ場整備事業 72 万 6 千円、犬川用水電動ゲート設置・小水力発電事業 工事請負費 300 万円が主なもの。事業完了や年度間調整によるものです。林業振興費 9 万 9 千円減額は森のエネルギー推進事業や森林経営管理制度推進事業の事業完了によるものです。また、繰越明許費として農林業費 農業費 ほ場整備事業 2,320 万円は北城南部地区の用水路の蓋設置工事と北部地区の設計委託。犬川用水電動ゲート設置・小水力発電事業 4,444 万円は工事が次年度へ繰り越されます。

〔質疑・意見〕

問 特産品事業の白ネギ試験栽培委託料の減額理由は。

答 ほ場整備事業に関わる高収益作物の試験栽培において、当初は村が事業主体で行うとしていたが、大北地域の他市町村でも同様の事業が行われおり、JA 大北が一括しておこなうことになった為、減額となった。

問 経営所得安定対策等推進事業補助金の 131 万 4 千円の増額の内容は。

答 農水省で行っている電子申請の eMAFF を全額、国の交付金を使い整備するもの。今後、村の保有する農業情報を電子データとして共有化していく。

【上下水道課関係】

環境衛生費 公営企業電力価格高騰対策支援金 241 万円は水道事業へ。公共下水道事業費 公営企業電力価格高騰対策支援金 125 万円は下水道事業へ、それぞれ国の新型コロナウイルス感染症対策対応 地方創生臨時交付金を活用し一般会計から補助していきます。

〔質疑・意見〕

ありませんでした。

全体を通して討論は無く、採決したところ、議案第 14 号 委員会所管事項は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第 17 号 令和 4 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 3 号）

収益的収入に 2 千 9 万円を増額し 3 億 3,275 万 1 千円、収益的支出に 494 万 8 千円を増額し 2 億 8,064 万 1 千円に。予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 4 億 711 万 3 千円」を「不足する額 3 億 9,791 万 3 千円」に改め、資本的収入に 670 万円増額し 5,732 万 8 千円、資本的支出から 250 万減額し 4 億 5,524 万 1 千円とするものです。

収益的収入では、水道使用料や加入分担金の営業収益や電力価格高騰による支援金の営業外収益の増額が主なもの。収益的支出では動力費などの電気代の増額が主なもの。資本的収入においては企業債の増額、資本的支出では量水器の減額が主なものです。

〔質疑・意見〕

ありませんでした。

議案第 17 号について、討論は無く、採決したところ**委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきもの**と決定しました。

議案第 18 号 令和 4 年度白馬村下道事業会計補正予算（第 3 号）

収益的収入に 1,673 万 3 千円増額し 5 億 243 万 9 千円に、収益的支出に 40 万 5 千円増額し 4 億 8,552 万 3 千円に。予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 1 億 2,109 万 5 千円」を「不足する額 1 億 1,686 万 1 千円」に改め、資本的収入に 274 万 2 千円増額し 3 億 5,958 万 7 千円に、資本的支出から 149 万 2 千円減額し 4 億 7,644 万 8 千円とするものです。

収益的収入では下水道使用料の営業収益や電力価格高騰による支援金の営業外収益の増額が主なもの。支出においては動力費などの電気代の増額が主なものの。

資本的収入では区域外流入分担金や受益者負担金の増額で、資本的支出では駅前無電柱化に伴う設計委託料の減額が主なものです。

〔質疑・意見〕

ありませんでした。

議案第 18 号について、討論は無く、採決したところ**委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきもの**と決定しました。

陳情第 1 号 最低制限価格の設定に関する陳情についてです。

提出者は長野市 一般社団法人長野県建築士事務所協会 会長 土屋長命^{ちやうじ}
受理年月日は令和 5 年 1 月 24 日

陳情内容は、建築物の設計・工事監理業務等を入札により発注する場合には、最低制限価格を設定し、その設定については、発注予定額の 90%以上とすることを要望する陳情です。

[質疑・意見]

問 最低制限価格の設定を 90%以上望むものだが、村の現状は。

答 要綱を定め対応している。計算式に当てはめると 60～82%で設定される。業務内容により変わっていくことを理解いただきたい。

討論は無く、採決したところ委員長を除く委員多数の賛成により採択すべきものと決定しました。

陳情第 2 号 耐震診断・耐震改修に関する陳情についてです。

提出者は長野市 一般社団法人長野県建築士事務所協会 会長 土屋長命^{ちやうじ}
受理年月日は令和 5 年 1 月 24 日

陳情内容は、耐震診断業務の発注に際して、建築士法の規定に基づき国土交通大臣が定めた業務報酬基準に準拠した契約が行われること。及び、改修工事の業務報酬の算定について、新たに示された告示 9 8 号に基づき改訂された、官庁施設の設計業務等積算基準及び積算要領により算定することを要望する陳情です。

[質疑・意見]

問 村有施設の耐震改修状況は。

答 建設課所管施設については、耐震診断・改修共に完了している。また、設計料の算定については、国の基準により積算している。

討論は無く、採決したところ委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定しました。

陳情第 3 号 国土交通省告示第 98 号の履行に関する陳情についてです。

提出者は長野市 一般社団法人長野県建築士事務所協会 会長 土屋長命^{ちやうじ}

受理年月日は令和 5 年 1 月 24 日

安全・安心な社会インフラの確保の為に建築物の設計・工事監理業務の発注に際して、建築士法の規定に基づく業務報酬基準の大臣告示が見直された事に伴い、新しい基準である国土交通省告示第 98 号に基づき改訂された「官庁施設の設計業務等積算基準及び積算要領」に基づく算定が行われるよう望む陳情です。

〔質疑・意見〕

問 工事の設計積算方法は

答 積み上げで積算している。総事業費にある掛け率を乗じて行う方法はおこなっていない。ちなみに長土連や広域連合の受託料は率方式を採用している。

討論は無く、採決したところ**委員長を除く委員全員の賛成**により採択すべきものと決定しました。

以上、産業経済委員会の報告とします。